

- 別紙 1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 10 14 行目 (改正後)	<p>(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援（企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。）に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支援」という。）</p> <p>(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p>	<p>(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援（企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。）に係る基本報酬の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。</p> <p>(一) 企業等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支援」という。）</p> <p>(二) 企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援</p> <p>(三) 在宅において利用する場合の支援</p>
2	P. 90 15 行目 (改正後)	<p>(5) 療養介護サービス費</p> <p>① 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p>	<p>(5) 療養介護サービス費</p> <p>① 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p>

3	P.106 11 行目 (改正前)	<p>イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ) 常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、第556号告示の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行っている場合</p> <p><u>第556号告示別表第一</u></p> <p>(1) <u>レスピレーター管理</u> (2) <u>気管内挿管、気管切開</u> (3) <u>鼻咽頭エアウェイ</u> (4) <u>O2吸入又はs p O 2 90 パーセント以下の状態が10パーセント以上</u> (5) <u>6回/日以上</u>の頻回の吸引 (6) <u>ネブライザー6回/日以上又は継続使用</u> (7) <u>I V H</u> (8) <u>経管(経鼻・胃ろうを含む。)</u> (9) <u>腸ろう・腸管栄養</u> (10) <u>持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)</u> (11) <u>継続する透析(腹膜灌流を含む。)</u> (12) <u>定期導尿3回/日以上</u> (13) <u>人工肛門</u></p>	<p>イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ) 常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、第556号告示の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行っている場合</p> <p><u>第556号告示別表第一</u></p> <p>(1) <u>レスピレーター管理</u> (2) <u>気管内挿管、気管切開</u> (3) <u>鼻咽頭エアウェイ</u> (4) <u>O2吸入又はs p O 2 90 パーセント以下の状態が10パーセント以上</u> (5) <u>6回/日以上</u>の頻回の吸引 (6) <u>ネブライザー6回/日以上又は継続使用</u> (7) <u>I V H</u> (8) <u>経管(経鼻・胃ろうを含む。)</u> (9) <u>腸ろう・腸管栄養</u> (10) <u>持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)</u> (11) <u>継続する透析(腹膜灌流を含む。)</u> (12) <u>定期導尿3回/日以上</u> (13) <u>人工肛門</u></p>
4	P.179 14 行目 (改正後)	<p>⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の②の規定を準用する。</p>	<p>⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の②の規定を準用する。</p>

5	P. 222 21 行目 (改正後)	<p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p>	<p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の3の規定に基づき指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関して</u>厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出される<u>評価点</u>をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p>
6	P. 226 15 行目 (改正後)	<p>(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この③において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サー</p>	<p>(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この③において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サー</p>

		<p>ビス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から6月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p>	<p>ビス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労し後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から6月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p>
7	P. 230 5行目 (改正後)	<p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の11のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。）の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p>	(略)
8	P. 243 2行目 (改正後)	<p>(二) 研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</p>	<p>(二) 研修の要件</p> <p>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</p> <p>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</p>

9	P. 248 3行目 (改正後)	<p>(三) 公表について</p> <p>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</p> <p>公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等が発行する情報誌への掲載</li> <li>・当該就労継続支援B型事業所等及び関係機関等での掲示</li> </ul> <p>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。</p>	<p>(三) 公表について</p> <p>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</p> <p>公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等が発行する情報誌への掲載</li> <li>・当該就労継続支援B型事業所等及び関係機関等での掲示</li> </ul> <p>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。<u>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であること</u></p>
10	P. 254 11行目 (改正後)	<p>(例2) 令和3年6月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年6月から令和3年<u>11</u>月まで</li> </ul> <p>→ 利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続</p>	<p>(例2) 令和3年6月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年6月から令和3年<u>12</u>月まで</li> </ul> <p>→ 利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続</p>

		<p>している期間が6月に達した者の数の総数の70%</p> <p>→ 就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年12月から令和4年3月まで</li> <li>→ 利用者数：令和3年6月から令和3年11月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和3年11月までと同じ</li> <li>・ 令和4年4月から令和4年5月まで</li> <li>→ 利用者数：令和3年10月から令和4年3月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和3年11月までと同じ</li> <li>・ 令和4年6月から令和5年3月まで</li> <li>→ 利用者数：令和3年6月から令和4年5月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和4年5月までの利用者の総数のうち令和4年5月末日において就労が継続している者の数の割合</li> <li>・ 令和5年4月から令和6年3月まで</li> <li>→ 利用者数：令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和5年3月までの利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継</li> </ul>	<p>している期間が6月に達した者の数の総数の70%</p> <p>→ 就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年1月から令和4年3月まで</li> <li>→ 利用者数：令和3年6月から令和3年11月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和3年12月までと同じ</li> <li>・ 令和4年4月から令和4年5月まで</li> <li>→ 利用者数：令和3年10月から令和4年3月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和3年12月までと同じ</li> <li>・ 令和4年6月から令和5年3月まで</li> <li>→ 利用者数：令和3年6月から令和4年5月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和4年5月までの利用者の総数のうち令和4年5月末日において就労が継続している者の数の割合</li> <li>・ 令和5年4月から令和6年3月まで</li> <li>→ 利用者数：令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和5年3月までの利用者の総数のうち令和4年度末日において就労が継</li> </ul>
--	--	--	---

		<p>続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月から令和7年3月まで <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 利用者数：令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和6年3月までの利用者の総数のうち令和5年度末日において就労が継続している者の数の割合</li> </ul> </li> <li>令和7年4月から令和8年3月まで <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 利用者数：令和6年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和4年度、令和5年度及び令和6年度の利用者の総数のうち令和6年度末日において就労が継続している者の数の割合</li> </ul> </li> </ul>	<p>続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月から令和7年3月まで <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 利用者数：令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和3年6月から令和6年3月までの利用者の総数のうち令和5年度末日において就労が継続している者の数の割合</li> </ul> </li> <li>令和7年4月から令和8年3月まで <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 利用者数：令和6年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</li> <li>→ 就労定着率：令和4年度、令和5年度及び令和6年度の利用者の総数のうち令和6年度末日において就労が継続している者の数の割合</li> </ul> </li> </ul>
11	P. 257 17 行目 (改正後)	<p>(三) 令和3年度における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p>令和3年度における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</p> <p>ア 平成30年度、令和元年度及び令和2年度</p> <p>イ 平成30年度及び令和元年度</p>	<p>(三) 令和3年度における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p>令和3年度における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</p> <p>ア 平成30年度、令和元年度及び令和2年</p> <p>イ 平成30年度及び令和元年度</p>
12	P. 269 4 行目 (改正後)	<p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第14の3の7の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p>	<p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p>

	P.351 10 行目 (改正後)	<p>10 集中支援加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</p>	<p>10 集中支援加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</p>
13	P.351 10 行目 (改正後)	<p>(2) 手続</p> <p>第4の13の(2)の規定を準用する。</p>	<p>(2) 手続</p> <p>第4の12の(2)の規定を準用する。</p>

○ 別紙6「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 3 13 行目 (改正前)	<p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの1件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p>	<p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、<u>共生型障害児通所支援事業者</u>又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの1件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p>
2	P. 4 18 行目 (改正前)	<p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）</p>	<p>2 届出事項の公開</p> <p>届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）</p>

		において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。	において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等、 <u>共生型障害児通所支援事業所</u> 又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。
3	P. 23 10 行目 (改正前)	④ 人員欠如減算の具体的取扱い (一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者（ <u>児童発達支援管理責任者を除く。</u> ）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算される。	④ 人員欠如減算の具体的取扱い (一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算される。
4	P. 45 11 行目 (改正後)	④の2 専門的支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について	④の2 専門的支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等（保育士にあつては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について

		<p>加算するものである。</p> <p>指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所（<u>指定通所基準第 80 条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所を除く。</u>）では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も、常勤換算に含めることができるものとする。</p>	<p>加算するものである。</p> <p>指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も、常勤換算に含めることができるものとする。</p>
5	P. 53 16 行目 (改正後)	<p>⑥ 事業所内相談支援加算（I）の取扱い</p> <p>通所報酬告示第 1 の 2 の 2 のイの事業所内相談支援加算（I）については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一）あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイの<u>いずれかに該当する</u>場合を除く。）に月 1 回に限り、算定するものであること。</p>	<p>⑥ 事業所内相談支援加算（I）の取扱い</p> <p>通所報酬告示第 1 の 2 の 2 のイの事業所内相談支援加算（I）については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一）あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月 1 回に限り、算定するものであること。</p>
6	P. 70 22 行目 (改正前)	<p>⑮の 3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第 1 の 12 の 3 の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>⑮の 3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第 1 の 12 の 3 の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は<u>共生型障害児通所支援事業所</u>を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p>
7	P. 70 22 行目 (改正後)	<p>⑮の 3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p><u>通所報酬告示第 1 の 12 の 3 の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後 30 日</u></p>	<p><u>(略)</u></p>

		<u>以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u>	
8	P.77 22 行目 (改正後)	(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合 ア (二)に該当しない就学児について算定すること。 イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。 (i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。	(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合 ア (二)に該当しない就学児について算定すること。 イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。 (i) 指定通所基準第66条第1項 <u>第1号</u> の基準を満たしていること。
9	P.80 3 行目 (改正前)	(三) 通所報酬告示第3の1の注3を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。 (四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 通所報酬告示第3の1の <u>注5</u> の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。	(三) 通所報酬告示第3の1の注3 <u>又は注4</u> を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。 (四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 通所報酬告示第3の1の <u>注6</u> の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。
10	P.95 7 行目 (改正前)	⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等 <u>特定</u> 処遇改善加算については、2の(1)の⑯を準用する。	⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 通所報酬告示第4の4及び5の福祉・ <u>介護職員等特定</u> 処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算については、2の(1)の⑯を準用する。
11	P.95 19 行目 (改正前)	② 特別地域加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の <u>特別支援加算</u> については、2の(4)の②を準用する。	② 特別地域加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の注1の2の <u>訪問支援員特別加算</u> については、2の(4)の②を準用する。

12	P.107 8 行目 (改正前)	<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のア又はイまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ 死亡退所の場合</p>	<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ 死亡退所の場合</p>
13	P.107 8 行目 (改正後)	<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると</p>	<p>(略)</p>

		<p><u>見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</u></p> <p><u>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</u></p> <p><u>なお、令和4年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</u></p>	
--	--	---	--